

確約書兼同意書

児童クラブの利用にあたり以下の事項について厳守します。

- 1 提出した申込書、証明書等については事実と相違ありません。
- 2 児童クラブ保護者負担金を決められた期日までに必ず納めます。
- 3 退職したなど家庭で児童を保育できるようになった場合は、休会届または退会届を提出します。また、クラブ利用の必要がなくなったら退会します。
- 4 児童クラブの開所時間内に必ず送り迎えします。
- 5 児童クラブに到着するまでの間、児童クラブから家に帰るまでの間、児童に関する全ての責任を負います。学校から児童クラブ（学校休業日にあつては家から児童クラブ）までの通所については、児童に十分指導します。また、塾・習い事などで一度クラブを出た場合は、その後クラブへは通所させません。
- 6 出欠席の変更は必ず児童クラブの職員に連絡し、無断欠席しません。学校を休む場合は学校と児童クラブ両方に連絡をします。
- 7 入会した児童が、新型コロナウイルス・インフルエンザ等の伝染性の病気にかかった場合は、完治または医療機関等が許可したのちに児童クラブへ通わせます。また、これらの伝染性の病気が流行し、市が臨時閉鎖等の決定を下した場合には、その決定に従います。
- 8 児童が体調不良・怪我をした時・災害時には速やかに児童を迎えに行きます。
- 9 集団で生活するために、児童クラブで過ごす上での決まりや約束があります。決まりや約束を守り、必要な職員の指示に従います。
- 10 以下の内容について同意します。
 - ① 特別な対応が求められる児童については、受け入れ態勢が整うまで児童クラブの利用を待つこと。
 - ② 他の児童や支援員等に故意に危害を加え、注意しても改善がみられない場合など利用開始後に児童クラブでの対応が困難と判断されたときは利用ができなくなること。
 - ③ 開所時間より遅い迎えが続く場合は退会となること。
 - ④ 「安心でんしょばと」から発信される情報を毎回必ず確認すること。
 - ⑤ 集団生活となるため、1人につき1人の職員が専任でつくことはできないこと。

(宛先) 小牧市長

年 月 日

児童クラブ加入申込書の申込者（保護者名）と同じ保護者氏名を記入してください。

HOGOSHASHIMEI

RIYOUSHISETSU

JIDOUKURABU

保護者氏名

利用施設

児童クラブ

JIDDOUSHIMEI

NENSEI

JIDDOUSHIMEI

NENSEI

児童氏名 (年生)

児童氏名 (年生)

JIDDOUSHIMEI

NENSEI

児童氏名 (年生)